2　政令第五十二条の十三の三第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　被災家屋を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋に代わるものとして法第三百五十二条の三の規定の適用を受けようとする家屋（以下この号及び次号において「代替家屋」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋が震災等により被害を受けたことについて当該被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋が当該震災等により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二　被災家屋が被災年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋が存したことを証する書類及び代替家屋の詳細を明らかにする書類

三　政令第五十二条の十三の三第一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法第三百五十二条の三の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

第十六条の十第一項中「、農業協同組合中央会」を削る。

第二十四条の二十九第二項中「提出すべき指定都市等の」の下に「長の」を加え、同条に次の一項を加える。

3　法第七百一条の五十二第二項の規定により申告を行う者は、当該申告をすべき指定都市等の長の定めるところにより、当該指定都市等の長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項を、当該申告をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

第二十四条の二十九の次に次の一条を加える。

（政令第五十六条の八十四の二第三項の床面積の算定等）

第二十四条の二十九の二　政令第五十六条の八十四の二第三項の規定の適用について、同項中被災家屋（同条第一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

2　政令第五十六条の八十四の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　被災家屋を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋に代わるものとして法第七百二条の四の二の規定の適用を受けようとする家屋（以下この号及び次号において「代替家屋」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋が震災等（法第七百二条の四の二に規定する震災等をいう。以下この号及び次号において同じ。）により被害を受けたことについて当該被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋が当該震災等により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二　被災家屋が震災等の発生した日が一月一日（当該震災等の発生した日の属する年の前年の一月一日）を賦課期日とする年度の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋が存したことを証する書類及び代替家屋の詳細を明らかにする書類

三　政令第五十六条の八十四の二第一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法第七百二条の四の二の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

附則第二条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「法附則第四条第一項第一号に規定する特定譲渡」を「特定譲渡」に改め、「同号に規定する」及び「（以下この項及び次項において「買換資産」という。）」を削り、同号イ中「法附則第四条第一項第一号に規定する」及び「（次項第一号において「譲渡資産」という。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法附則第四条第一項第一号に規定する市町村長の承認を受けようとする納税義務者は、同号に規定する取得期限の属する年の翌年三月十五日までに、特定譲渡（同号に規定する特定譲渡をいう。第三項第一号において同じ。）をした譲渡資産（同条第一項第一号に規定する譲渡資産をいう。第三項第一号イ及び第四項第一号において同じ。）について同条第一項第一号の承認を受けようとする旨、同号の特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換資産（同号に規定する買換資産をいう。以下この条において同じ。）の取得（同号に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をすることが困難であると認められる事情の詳細、取得をする予定の買換資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を記載した申請書に、当該非常災害に基因するやむを得ない事情により買換資産の取得をすることが困難であると認められる事情を証する書類を添付して、当該市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

附則第二条の六第二項中「の連結親法人」の下に「（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）」を、「連結完全支配関係」の下に「（同法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。第四項及び次条第二項において同じ。）」を、「連結子法人」の下に「（同法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。第四項及び次条第二項において同じ。）」を、「第四項」の下に「及び次条第二項」を加える。

附則第二条の六の次に次の一条を加える。

（法人の都民税の特定寄附金税額控除に係る添付書類）

第二条の六の二　法附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第八項及び第十一項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第七号の三様式によるものとする。

2　法附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第八項及び第十一項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第七項の法人又は同条第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第九項の連結親法人若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人が支出した寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

附則第三条の二を次のように改める。

第三条の二　削除

附則第三条の二の四中「昭和四十二年法律第八十一号）」を削る。

附則第三条の二の八第一号中「すべて」を「全て」に改め、「五十平方メートル」の下に「（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であつてその全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋にあつては、三十平方メートル）」を加え、同条第五号中「第二条に」を「第二条第二項に」に、「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第九号を同条第十一号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

九　医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所

十　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項に規定する公的介護施設等又は同条第四項に規定する特定民間施設

附則第三条の二の十第三号中「地方入局管理局」を「地方入国管理局」に改める。

附則第三条の二の十四（見出しを含む。）中「附則第七条第十六項第二号」を「附則第七条第十五項第二号」に改める。